

国 総 環 リ 第 7 号 平成30年 4月18日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 会長 殿

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室 !



平成30年度建設副産物実態調査の実施について

貴団体におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より建設副産物対策に多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、国土交通省では、平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画 2014」に基づき、建設副産物の再資源化率等に関する平成30年度目標値を 設定して建設リサイクルの推進に関する諸施策を実施しているところです。

今般、推進計画の最終年度にあたり、目標達成状況及び次期推進計画策定のための基礎情報を把握するため、「平成30年度建設副産物実態調査」を実施します。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴団体から傘下会員に対して、 調査への協力要請をお願い申し上げます。

なお、本調査実施に関する調査票の配布・回収等については、各地方整備局、 北海道開発局及び沖縄総合事務局に設置された各地方建設副産物対策連絡協議会 事務局が実施します。(詳しくは別添 1 調査要領をご覧ください。)

国土交通省のリサイクルホームページ(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/jittaichousa/index.htm) をご参照ください。

別添1

平成30年度 建設副産物実態調査

調査要領

平 成 3 0 年 度

国 土 交 通 省

目 次

				頁
I	į	調査の	の目的について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π	į	調査の	の概要について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш	. ;	利用量	量・搬出先調査の実施内容について ・・・・・・・・・・・	3
	3.	. 1	利用量・搬出先調査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3.	. 2	調査への回答方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3.	. 3	調査依頼先と依頼方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3.	. 4	調査票配布機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	3.	. 5	配布・回収方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	3.	. 6	調査結果のチェック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	3.	. 7	スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
IV		施設調	周査の実施内容について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	4	. 1	施設調査の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	4	. 2	施設照会、調査票配布・回収方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	4	. 3	スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0

I 調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約2割を占める建設廃棄物の再資源化等率は96.0%となっており、平成20年度の93.7%から上昇しています。また、建設発生土の利用率は88.3%となっており、平成20年度の78.6%から上昇しています(平成24年度建設副産物実態調査より)。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約28%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。さらに、社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要があります。

国土交通省では、平成7年度より概ね5年周期で建設副産物の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」(以下、「センサス」という。)を実施してきました。これらの調査結果は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)や「建設リサイクル推進計画」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てています。

平成30年度は、「建設リサイクル推進計画2014」(以下、「推進計画2014」という。)の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、「平成30年度建設副産物実態調査」(以下、「H30センサス」という。)を実施します。

H30センサスは、①利用量・搬出先調査、②再生処理施設の稼働実態調査(以下、「施設調査」という。)の2つの実態調査から構成されています。

なお、センサスは、統計法(平成19年法律第53号)に基づき、総務省の承認を受けて実施する調査です。

 $7 \ \cdots \ 12 \ \cdots \ 14 \ \cdots \ 17 \ \cdots \ 20 \ \cdots \ 24 \ \cdots \ 30$ 平成 1995 2000 2002 2005 2008 2012 2018 ①利用量・ 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 0 搬出先調查 ②施設調査 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 0 0 0 総量調査 \bigcirc \bigcirc 0 0 \times \times

表 1 建設副産物実態調査の実施年度(調査対象工事年度を示す)

※建設リサイクル法の完全施行に伴い実施

本調査は、統計法第19条に基づく一般統計調査であり、調査により得られた情報は、統計調査の目的以外のために利用することはありません。

Ⅱ 調査の概要について

(1)調査項目の概要

H30センサスで実施する2つの調査の概要は、次のとおりです。

①利用量·搬出先調查

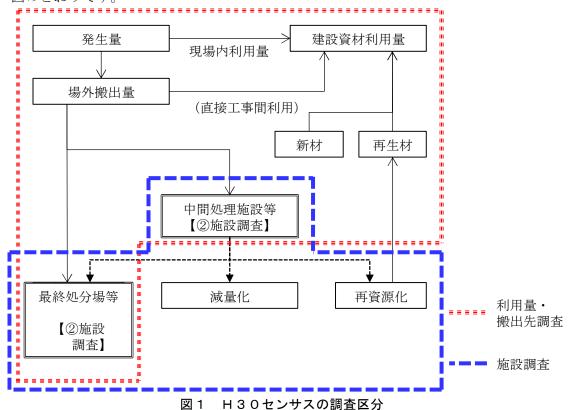
- ·建設資材利用量(搬入利用量、現場内利用量)
- ・建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
- ・建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

②施設調査

- ・中間処理施設等の設置状況、処理能力、再資源化・減量化・最終処分状況
- ・最終処分場等の設置状況、残余容量

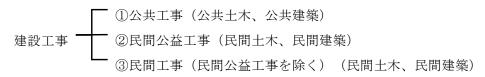
(2)調査区分

H30センサスで実施する「①利用量・搬出先調査」、「②施設調査」の調査区分は、下図のとおりです。



(3) 工事区分

調査は、下図の①~③の区分で行います。



注) 民間公益工事:電力、ガス、電気通信、鉄道の各社が発注する工事

Ⅲ 利用量・搬出先調査の実施内容について

3. 1 利用量・搬出先調査の実施方法

(1)調査の位置づけ

発注機関別、都道府県別の建設資材利用量及び再生資材の割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的に行います。

(2)調査概要

利用量・搬出先調査は調査対象により、①公共・民間公益工事と②民間工事(民間公益工事を除く)に分かれます。それぞれの調査の概要(調査対象工事、調査票記入者)は、次のとおりです。

① 公共・民間公益工事

- ・調査対象工事:平成30年度中に完成し、かつ「請負金額100万円以上」の全ての工事
- ・調査票記入者:公共・民間公益工事の元請業者
- ② 民間工事(民間公益工事を除く)
- ・調査対象工事:民間工事のうち、次のa)及びb)の工事
 - a) 平成30年度(通年) に完成した「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)で定められた 一定規模以上の工事」
 - b) 平成30年9月に完成した**「請負金額100万円以上」の全ての工事**(建設資材の利用量の大小や有無及び、建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず請負金額100万円以上の全ての工事が対象)
- ・調査票記入者:民間工事(民間公益工事除く)の元請業者

(3)調査票記入者と対象工事

調査票記入者は、工事の元請業者とします。

調査対象工事の期間は、**平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間)に完成した建設工事を対象**に実施します。

したがって、平成29年度以前に着工した工事であっても、平成30年度に完成した工事は対象になります。また、平成30年度に着工した工事であっても、平成31年度以降に完成する工事は含みません。記入する数量は、原則として*着工から完成までの全工期中の量を対象とします(図2参照)。

※例外事項:複数年度にまたがる債務負担工事等の取扱いについて

請負金額は、当該年度の**年割り額(発注者に確認のうえ記入)**を記入し、 工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量 等のみ記入することとします。

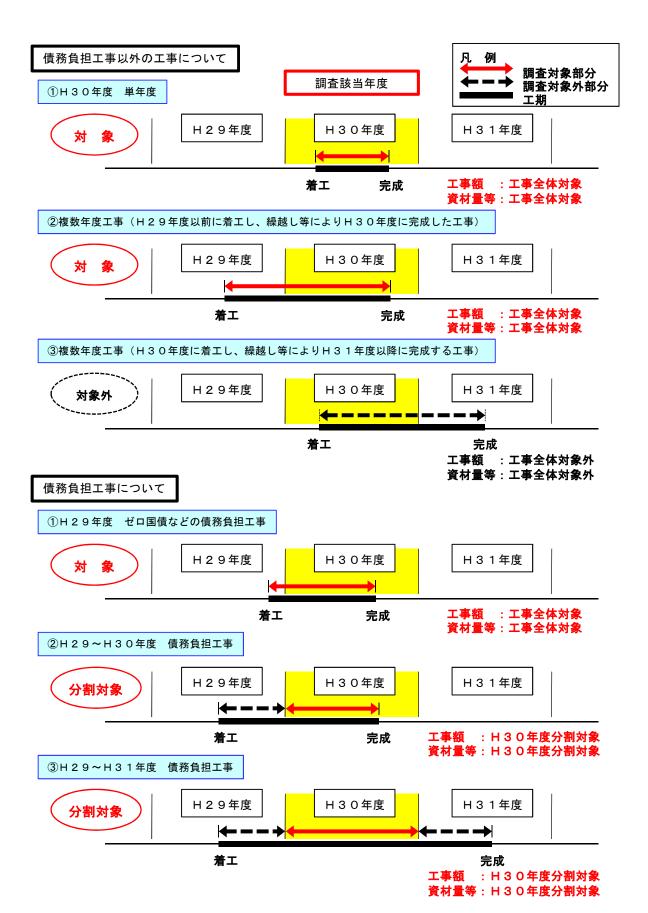


図2 利用量・搬出先調査の調査対象工事の期間

表 2 利用量・搬出先調査の調査対象機関と調査対象工事

小 区 分	調査対象工事	記入者	調査対象 工事規模
公 国土交通省直轄 共 農林水産省直轄 工 その他の国の機関 事 特殊法人等 都道府県 政令市 市町村 (なんよい)	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事 地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事 国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等 都道府県及びその外郭団体の発注工事 政令指定都市及びその外郭団体(地下鉄含む)の発注工事 東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注	公の者 Vつ、社が 会成 が が が が が が が が が が が が が	全ての工事 (請負金額 100万円以上)
(政令市除く) 民間公益工事 ・電力 ・ガス ・電気通信 ・JR ・大手私鉄各社	工事 各地方の電力会社、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄各社の発注工事 電 北海道電力、東北電力、北陸電力、東京電力ホールディング、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、力 九州電力、沖縄電力、電源開発 ガ 北海道ガス、北陸ガス、東京ガス、京葉ガス、東邦ガス、中部ガス、大阪ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス 中部ガス、大阪ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス 地海道旅客鉄道、西日本電信電話、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク 鉄 北海道旅客鉄道、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道、四国旅客鉄道、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道、四国旅客鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道、西	展工請 以 出 ま なの ま なの 大 なの 大 ない 代が が なが なが なが なが なが なが なが なが なが	全ての工事 (請負金額 100万円以上)
民間工事(民間公益工事を除く)	本鉄道、大阪市高速電気軌道 下記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事(個人発注も含む) ・ 一般社団法人日本建設業連合会 ・ 一般社団法人プレハブ建築協会 ・ 一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会 ・ 一般社団法人日本本造住宅産業協会 ・ 一般社団法人日本道路建設業協会 ・ 一般社団法人と国建設業協会加盟 の都道府県建設業協会 ・ 公益社団法人全国解体工事業団体連合会加盟 の都府県解体業協会 ・ 一般社団法人全国工務店協会	民の者 J V つ、代が 本 本 本 よ 本 大 な 会 成	民間でのである。 取下するでは、のでは、のでは、のでであるできます。では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表2に示した「民間工事」の調査対象工事規模のうち、「①平成30年度(通年)に完成した「資源有効利用促進法」で定められた一定規模以上の工事」の具体的な規模は表3-1、「②平成30年9月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事」の調査対象工事の期間は表3-2のとおりとなります。

表3-1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事(民間工事の調査対象①)

再生資源利用計画書(実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)
次のいずれか1つでも満たす建設資材を	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を
搬入する建設工事	搬出する建設工事
1. 土砂・・・・・・・・1,000 ㎡以上	1. 土砂・・・・・・・・1,000 ㎡以上
2. 砕石・・・・・・・・500 t 以上	2. コンクリート塊、
3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	アスファルト・ 合計
	コンクリート塊 200 t 以上
	建設発生木材

[※]調査票の品目は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答下さい。

※資源有効利用促進法に基づく省令、通達

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(H3 建設省令第19号)において、建設工事事業者は再生資源の利用を原則とし、一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています(第8条)。

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第20号)において、建設工事事業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています(第7条)。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」(平成3年10月25日付け通達、建設省経建発第224号(建設経済局長から建設業者団体の長あて)及び、建設省経建発第225号(建設経済局建設業課長から建設業者団体の長あて))により、再生資源利用〔促進〕計画の作成の周知徹底の依頼及び計画書の様式(参考)の指示を行っています。

表3-2 利用量・搬出先調査の調査対象工事の期間(民間工事の調査対象②)

パターン	対象/対象外	H 2 9 年度						Н3(0 年度						H 3 1 年度
ハダーン	刈多/刈多介		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
パターン①	対象外				1										
, ,	7.1 36.71				Š										
パターン②	対 象														
パターン③	対象外														
			_					_							
パターン④	対 象		•												
パターン⑤	対象外														
779 - 79	刈水外														
パターン⑥	対象外														
,)	A) SA /I'														
パターン⑦	対象外									-					
, , ,	7/3/2/1														

(4)調査項目

調査票は、工事1件ごとに作成し、調査項目は次のとおりです。

①工事概要

工事発注機関、会社番号、請負業者、工事名、請負金額、延床面積(建築・解体工事の場合のみ)、工事施工場所、工期等

②建設資材利用実績

建設資材の利用実績、再生資源利用実績、再生資源の供給元等

③建設副産物搬出実績

建設副産物(建設廃棄物、建設発生土)の発生量、現場内利用・減量化量、場外搬出状況、再資源化施設への搬出状況、最終処分場等への搬出状況、運搬距離等

3. 2 調査への回答方法

(1)調査票作成にあたっての元請業者の役割

H30センサス「利用量・搬出先調査」を効率よく実施し、速やかにフォローアップするため、国土交通省のホームページで配布する「平成30年度建設副産物実態調査シート(Excel)」(以下、「H30センサス入力シート」という。)を各社でダウンロードし、調査票を作成して下さい。また、作成した調査票は電子データで提出して下さい(配布・回収フロー参照 $p.13\sim14$)。

なお、特に公共工事を中心にこれまで利用してきました「建設副産物情報交換システム」 (以下、「COBRIS」という。)、あるいは「建設リサイクルデータ統合システム」(以 下、「CREDAS」という。)の廃止に伴い、新たに国土交通省のホームページより配布 している建設リサイクル報告様式(Excel)で「再生資源利用(促進)実施書」(以下、「実 施書」という。)を作成した場合は、「H30センサス入力シート」で改めて作成・提出す る必要はありません。

H30センサス入力シートの入手方法

・国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html) よりダウンロードして下さい。

なお、民間工事請負業者でパソコンの利用環境がない等の理由により、紙の「利用量・搬出先調査票」を作成することも可能とします。

「COBRIS」及び「実施書」、「H30センサス入力シート」の詳細な内容及び運用 方法は各操作説明書を参照してください。

「COBRIS」の活用・操作方法等に関する詳細事項は、下記までお問い合わせください。

一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC:ジャシック)

建設副産物情報センター

T E L : 0 3 - 3 5 0 5 - 0 4 1 0

参照:「COBRIS」の概要

「COBRIS」は、工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により、建設副産物のリサイクルや適正処理の推進を目的としたインターネットを利用したWEBオンラインシステムです。「COBRIS」には、「CREDAS」データの登録機能があり、「資源有効利用促進法」および「建設リサイクル法」により義務づけられている書類の作成、センサスの「利用量・搬出先調査」の作成を行うことができます。「COBRIS」を利用するには、ユーザー登録が必要です。詳細は上記 JACICまでお問い合わせください。

(2)調査票入力・回収について

調査票への入力は、原則として下記①の方法とします。

ただし、紙の調査票を作成した場合は②、③のいずれかの方法で入力することとします。

①元請業者が入力

元請業者が、「H30センサス入力シート」、「実施書」もしくは「COBRIS」を利用して、利用量・搬出先調査票の入力を行い、データの登録(「COBRIS」の場合はWeb上に登録)あるいは提出(「H30センサス入力シート」、「実施書」の場合)を行ってください。

- ②発注者が入力(公共・民間公益工事の場合) 紙の調査票で提出された利用量・搬出先調査票は、公共・民間公益工事発注担当者が入力 してください。
- ③建設副産物対策連絡協議会事務局が入力(主に民間工事の場合) 紙の調査票で回収された利用量・搬出先調査票は、各地方「建設副産物対策連絡協議会」 (以下、「連絡協議会」という。)事務局が入力してください。

3. 3 調査依頼先と依頼方法

下記方法で各機関へ依頼します。

表 4 利用量・搬出先調査の依頼方法

		п	农工 利用主 派山尤帕丘》区积为五
1	国土交通本省	1)	国土交通本省から各地方連絡協議会へ調査依頼を行います。
	から各地方連絡協	2)	各地方連絡協議会事務局で担当する機関以外の国の機関の調査(国土
	議会事務局、その		交通本省、文部科学省、防衛省(沖縄防衛局を除く。))の依頼は、
	他の国の機関へ		国土交通本省が行います。
2	国土交通本省	1)	建設業団体に対し、民間工事(民間公益工事を除く)について、当該
	から建設業団体へ		業団体加盟の建設業者に対し、調査協力を依頼します(一般社団法人
	調査協力依頼(民		日本建設業連合会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本
	間公益工事以外の		ツーバイフォー建築協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法
	民間工事)		人日本道路建設業協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人
	(実務は関東地方		全国解体工事業団体連合会、一般社団法人全国工務店協会)
	整備局)	2)	複数の建設業団体に加盟している会社でも、1社に対して調査依頼が
			重複しないよう調整します。また、本社のみに調査依頼を行い、支社
			等には直接調査依頼を行いません。
		3)	各建設会社の本社は、支社等へ民間工事(民間公益工事を除く)の調
			査依頼を行ってください。
3	各地方連絡協議会	1)	各地方連絡協議会事務局は、各公共・民間公益工事の発注機関へ調査
	事務局から		依頼を行ってください。市町村(政令市を除く)については、管轄す
	国土交通省直轄事		る都道府県を通じて依頼を行います。
	務所、その他の国	2)	民間公益企業については、「表9 建設副産物対策連絡協議会事務局
	の機関、特殊法人		連絡先」を参照の上、送付を行ってください。
	等、都道府県、政	3)	各公共・民間公益工事の発注機関は、本庁・本社内及び支社・出先事
	令市、民間公益企		務所等へ調査依頼を行ってください。各工事発注担当者は、工事元請
	業へ		業者へ調査依頼を行ってください。
4	各地方連絡協議会	1)	各地方連絡協議会事務局は、各都道府県建設業協会に対し、民間工事
	事務局から		(民間公益工事を除く) について、当該協会加盟の建設業者(②と重
	建設業団体へ(民		複する建設会社は除く)に対し、調査協力を依頼してください。
	間公益工事以外の	2)	基本的に各都道府県建設業協会等への加盟会社に直接送付することと
	民間工事)		します。ただし、各地方連絡協議会における地域事情により各都道府
			県建設業協会を通じて配布しても良いものとします。同一箇所への重
			複調査を避けるため、また配布・回収状況を把握するため、送付リス
			トを作成してください。
		3)	各建設会社の本社は、支社等へ民間工事(民間公益工事を除く)の調
			査依頼を行ってください。

3. 4 調査票配布機関

国土交通本省、各地方連絡協議会事務局から利用量・搬出先調査票を配布する機関は、下表のとおりです。

表 5 利用量・搬出先調査票配布機関

	表5	1	
	公共工事	民間公益工事	民間工事(民間公益工事を除く)
国土交通本省での配布	国土交通本省内 文部科学省 防衛省(沖縄防衛局を除く) ※調査票は国土交通本省 で回収する		・一般社団法人日本建設業連合会 ・一般社団法人プレバー建築協会 ・一般社団法人日本ツーバイオー建築協会 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人日本道路建設業協会 ・一般社団法人全国工務店協会 ・公益社団法人全国解体工事業団体連合会の加盟会社 (実務は関東地方整備局)
各地方連絡協議会での配布回収	【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・各都道府県建設業協会加盟会社 (ただし、国土交通本省から調査係頼 される建設会社からの調査票の回収は、 上記国土交通本省配布分を含め、 建設会社の本社が所在する都道府県 を管轄する各地方連絡協議会事務局 へ提出してください。

表 6 各地方連絡協議会事務局の調査担当機関等一覧

(国土交通省地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、政令市、市町村、各都道府県 建設業協会は各管轄の連絡協議会事務局が配布するため、下表では省略します)

	■		
北海道	【特殊法人等】東日本高速道路㈱北海道支社、 鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹 線建設局、中小企業基盤整備機構北海道本部、 日本下水道事業団北海道総合事務所 【民間公益】北海道電力、北海道ガス、JR 北海道 【国の機関】東北農政局	中部	【国の機関】東海農政局 【特殊法人等】水資源機構中部支社、中日本高速道路㈱(本社、名古屋支社)、中小企業基盤整備機構中部本部、都市再生機構中部支社、日本下水道事業団東海総合事務所、中部国際空港㈱ 【民間公益】中部電力、東邦ガス、中部ガス、 JR東海、名古屋鉄道 【国の機関】近畿農政局
東北	【国の機関】東北震政局 【特殊法人等】東日本高速道路㈱東北支社、 中小企業基盤整備機構東北本部、日本下水道 事業団東北総合事務所 【民間公益】東北電力	近 畿	【特殊法人等】水資源機構関西・吉野川支社淀川本部、西日本高速道路㈱(本社、関西支社)、 鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、中小
関東	【国の機関】関東農政局 【特殊法人等】東日本高速道路㈱(本社、社、東支社)、東高速道路㈱(本社、大資源と、大資源、大資源、大資源、大資源、大資源、大資源、大資源、大資源、大道建設・東京支社)、中小企業基盤整備機構本部、東京支社)、中小企業基盤整備機構本部、東東本本部)、東東生機構(本部、東部田本、大田田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田	中国四国九州	企業基盤整備機構近畿本部、都市再生機構西日本支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所、環境再生保全機構大阪支部、関西エアポート㈱、、環境再生保全機構大阪支部、関西エアポート㈱、、大阪ガス、NTTで西日本、原間公益】関西電力、大阪ガス、NTTで西日本、近畿電気鉄道、下面日本、近畿電気、大阪市高速電気軌道 【国の機関】中国四国農政局、「大阪ガス、下ででは、中小企業基盤整備機構中国本部、「大阪ガス、下ででは、中小企業基盤整備機構中国を対象が、「大阪が大阪市高速では、中小企業基盤整備機構四国を対象が、「大阪大阪では、中小企業基盤整備機構四国を対象が、「大阪大阪では、中小企業基盤整備機構の国産が、「大阪大阪では、中小企業基盤整備機構の、「大阪大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪
北陸	【国の機関】北陸農政局 【特殊法人等】東日本高速道路㈱新潟支社、 中日本高速道路㈱金沢支社、鉄道建設・運輸 施設整備支援機構北陸新幹線第二建設局、中 小企業基盤整備機構北陸本部 【民間公益】北陸電力、北陸ガス	沖縄	【国の機関】沖縄防衛局 【特殊法人等】西日本高速道路㈱九州支社沖縄 高速道路事務所、中小企業基盤整備機構沖縄事 務所、日本下水道事業団沖縄事務所 【民間公益】沖縄電力

3.5 配布 • 回収方法

- (1)「利用量・搬出先調査」公共工事、民間公益工事
 - 1)各地方連絡協議会は、国土交通省直轄事務所、農林水産省地方農政局、沖縄防衛局、特殊法人等の支社等、都道府県、政令市、民間公益企業の窓口に資料一式を配布します。 ただし、都道府県の土木事務所等及び市町村(政令市除く)には、各都道府県を経由して配布してください。
 - 2) 各発注機関の窓口は、資料一式を関係部署へ必要部数配布してください。発注担当者は 調査対象工事の発注にあたり、資料一式を元請業者に配布し、特記仕様書等において利 用量・搬出先調査票の提出を明記してください。
 - 3) 発注担当者は工事完了後、元請業者から利用量・搬出先調査票を回収します。調査票回収状況、内容のチェックを行った後、各発注機関の窓口に提出します。窓口では調査票を集約し、各地方連絡協議会の窓口へ提出してください。
 - ただし、都道府県の土木事務所等及び市町村(政令市除く)は所管の各都道府県の窓口 へ調査票を集約し、各都道府県の窓口が各地方連絡協議会へ提出します。
 - ※なお、各地方連絡協議会及び関係機関は、H30センサスの様式による記録を関係発注 者及び元請業者へ周知徹底し、原則として電子データで集約することとし、旧様式の調 査票で提出しないようにしてください
 - ※電子メールの送受信を行う場合、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。
 - また、発注機関の窓口は調査結果の回収状況を把握し、提出の遅れている工事について 督促を行い、調査対象工事の100%回収を目標とします。
 - 4)特殊法人等については、「表8 各地方連絡協議会配布・回収担当一覧 特殊法人等」を 参照し、調査票の配布・回収を行ってください。
 - 農林水産省、民間公益の関係工事も同様に、調査票は調査依頼のあった本社または支社 等でとりまとめを行い、その本社または支社等の所在する管轄の取りまとめ各地方連絡 協議会窓口へ提出してください。
 - ※「COBRIS」で作成したデータは、オンラインシステムのため、提出の必要はありません。

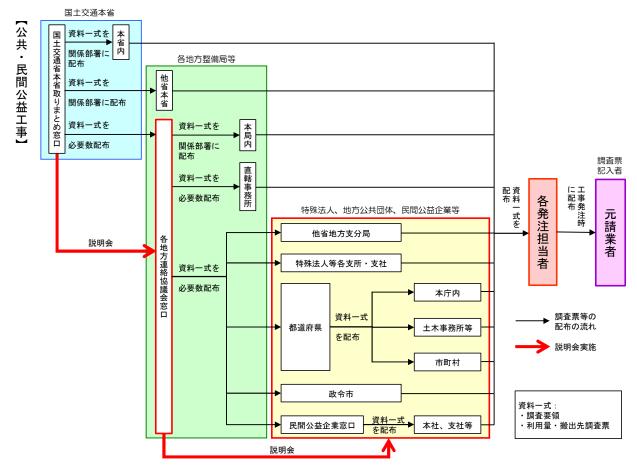


図3 利用量・搬出先調査(公共・民間公益工事)の配布フロー

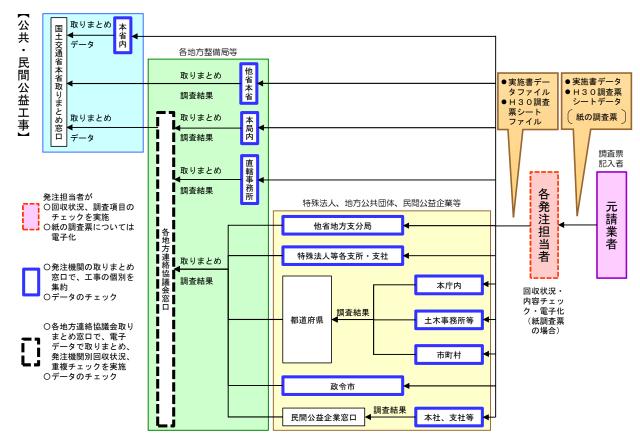


図4 利用量・搬出先調査(公共・民間公益工事)の回収フロー

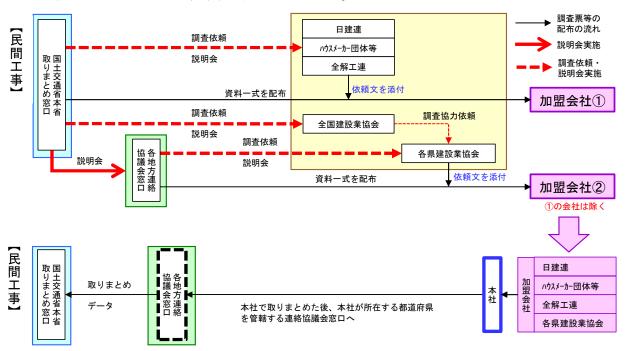
(2)「利用量・搬出先調査」民間工事(民間公益工事を除く)

国土交通本省は、各建設業団体より加盟会社に対して、自らが元請となる民間工事の利用量・搬出先調査票を管轄の地方連絡協議会に提出してもらうよう依頼するとともに、**各建設業団体の加盟会社本社に調査票等の資料を一式配布します。**

また、各地方連絡協議会は、各都道府県建設業協会より加盟会社に対して、利用量・搬出 先調査票を提出してもらうよう依頼するとともに、**各都道府県建設業協会加盟会社に調査票** 等の資料を一式配布します。

建設業団体の加盟会社が元請となる民間工事の調査票は、本社で取りまとめ、本社所在の 都道府県を管轄する連絡協議会事務局に提出することとします (表9参照)。

※電子メールの送受信を行う場合、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。



※民間工事のうち、平成30年9月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事の**提出期 限は平成30年11月30日(金)とします。**

図5 利用量・搬出先調査(民間工事)の配布・回収フロー

3. 6 調査結果のチェック

(1)公共工事、民間公益工事

公共工事、民間公益工事の発注担当者は、提出された利用量・搬出先調査票について、次の手順で内容及び回収状況のチェックを行い、必要に応じて修正、督促を行って下さい。

- ①発注担当者は、元請業者から利用量・搬出先調査票が提出された時点で、記載内容に間違いがないか、記入漏れがないか等のチェックを行う。
- ②発注担当者は、登録工事リスト一覧等で、調査対象となっている工事で提出洩れがない かチェックし、必要に応じて元請業者に督促を行う。
- ③各発注機関単位、または連絡協議会事務局で、利用量・搬出先調査結果を「H30センサス入力シート」等のデータに取りまとめ、未回収あるいは回収件数の低い機関について、必要に応じて督促を行う。

(2) 民間工事(民間公益工事以外)

連絡協議会事務局は、回収した民間工事(民間公益工事を除く)の調査結果の内容チェックを行い、必要に応じて修正、督促を行って下さい。

3. 7 スケジュール

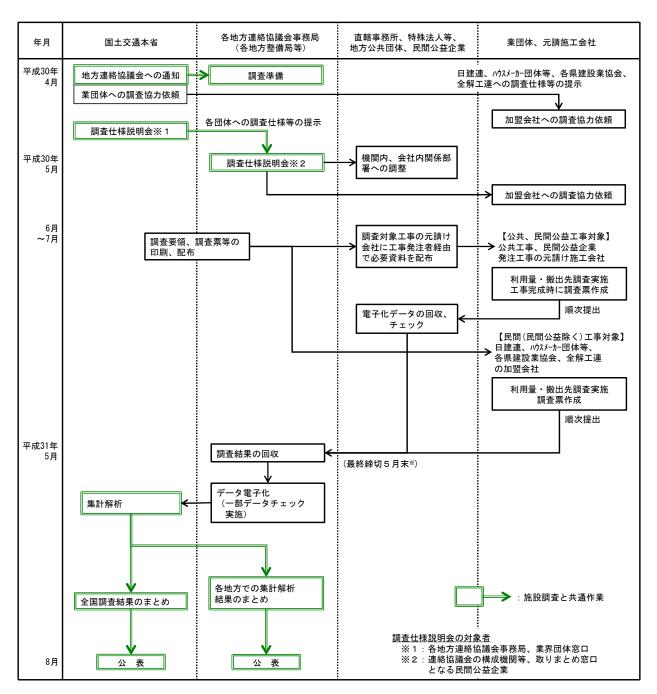


図6 利用量・搬出先調査スケジュール

最終提出期限:平成31年5月31日(金)(期限厳守)

※ただし、民間工事のうち平成30年9月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事の提出期限は平成30年11月30日(金)とします。

Ⅳ 施設調査の実施内容について

4. 1 施設調査の実施方法

(1)調査の位置づけ

建設副産物の中間処理施設や最終処分場等の立地状況・処理能力等を調査するとともに、 建設副産物の再資源化施設からの流れについて調査することを目的としています。

(2)調査概要

施設調査の概要(調査対象、調査票記入者、調査の目的)は、次のとおりです。

- ・調査対象:建設副産物を取り扱う中間処理施設や最終処分場等
- ・調査票記入者:上記の施設保有者

(3)調査対象者と調査対象施設

①対象施設の立地状況の照会

施設の立地状況を把握するための調査(照会)は、都道府県、政令市の土木部局および都 道府県、政令市の廃棄物部局を対象とします。

②対象施設の稼働実態調査

施設の稼働実態を把握するためのアンケート調査は、施設保有業者を対象とします。 調査対象となる施設の種類は、建設発生土利用促進施設、建設廃棄物の中間処理施設及び 最終処分場です。

●建設発生土利用促進施設

- ・ストックヤード (特定工事専用、自社専用のものを除く)
- ・土質改良プラント (建設発生土に石灰、セメント等を混合し、粒度調整等を行う定置式 の施設をいう)
- ・建設発生土受入地(いわゆる土捨場・残土処分場。最終処分場は含まない)
- ●建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場(詳細は表7)

表7 調査対象施設一覧(廃棄物処理法における許可区分別)

	調査対象施設		
		廃棄物処理法上	施設許可(法15条・施行令第7条)
		の許可対象品目	
	建設混合廃棄物処理施設	がれき類、木くず、	○破砕 5t/日超
	(選別、破砕、圧縮等、焼	廃プラスチック類、	
	却)	紙くず、ガラス陶磁	○焼却 (次のいずれかに該当するもの)
		器くず 等	・処理能力 200kg/時以上
			・火格子面積 2m2 以上
	がれき類処理施設	がれき類	○破砕 5t/日超
	(コンクリート塊、アスファルト塊破砕施		
	設)		
	木くず処理施設	木くず	○破砕(チップ化)5t/日超
	(チップ化、焼却等)		○焼却 (次のいずれかに該当するもの)
中			・処理能力 200kg/時以上
間			・火格子面積 2m2 以上
処理施	廃塩化ビニル管・継手処理	廃プラスチック類	○破砕 5t/日超
施	施設		○焼却 (次のいずれかに該当するもの)
設	※塩化ビニル管・継手協会		・処理能力 100kg/日超
	の「塩化ビニル管受入拠点」		・火格子面積 2m2 以上
	も調査対象に含む		
	廃石膏ボード処理施設	がれき類	○破砕 5t/日超
	建設汚泥処理施設	汚泥	○脱水 10m 3/日超
	(脱水、天日乾燥、機械乾		○乾燥 10m 3/日超
	燥、焼成等)		天日乾燥 100m 3 /日超
			○焼却 (次のいずれかに該当するもの)
			・処理能力 5m3/日超
			・処理能力 200kg/時以上
			・火格子面積 2m2 以上
	安定型最終処分場	がれき類、廃プラス	○全ての安定型最終処分場
最级		チック類、金属くず	
机		等	
最終処分場		(水面埋立を除く)	
場	管理型最終処分場	汚泥、紙くず、木く	○全ての管理型最終処分場
		ず等	

(4)調査項目

①対象施設の立地状況の照会

都道府県、政令市の土木部局で把握している建設発生土利用促進施設(建設発生土ストックヤード、土質改良プラント、建設発生土受入地)及び都道府県、政令市の廃棄物部局保有の中間処理施設及び最終処分場の施設許可(廃棄物処理法15条)のリストより立地状況等を照会、更新

●事業所名、所在地、受入品目の種類、施設の種類、連絡先等

②対象施設の稼働実態調査

- ●事業所概要(会社名、事業所名、事業所所在地、事業所 TEL、事業所 FAX等)
- ●施設の種類
- ●施設能力、最大年間実稼働日数、受入品目
- ●受入料金、販売料金
- ●処理フロー(再資源化施設での出荷量、減量化量、最終処分量、ストック量、新材混入量等)

4. 2 施設照会、調査票配布・回収方法

(1) 対象施設の立地状況の照会

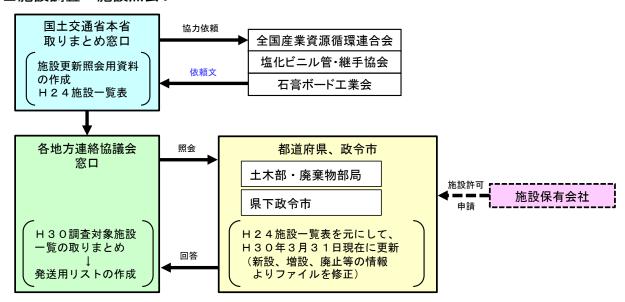
各地方連絡協議会は、国土交通本省から提供されるH24施設一覧表をもとに、各都道府 県及び政令市へ施設情報の照会を行ってください。建設発生土利用促進施設は、各都道府県 及び政令市の土木部局へ、建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場は各都道府県及び政令 市の廃棄物部局へ照会します。

(2) 対象施設の稼働実態調査

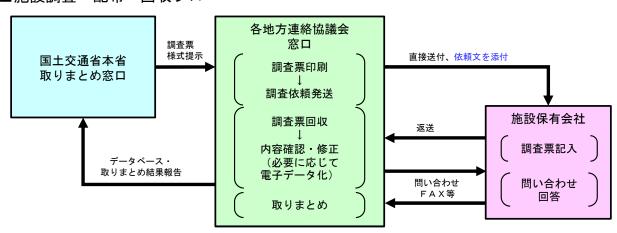
各地方連絡協議会は、上記(1)の照会結果をもとに、各事業所へ調査票等の資料を一式 配布してください。

※電子メールの送受信を行う場合、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。

■施設調査 施設照会フロー



■施設調査 配布・回収フロー



提出は、原則として電子データでお願いします。 調査票は国土交通省建設リサイクルホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html) からダウンロードして下さい。

図7 施設照会、配布・回収フロー(施設調査)

4. 3 スケジュール

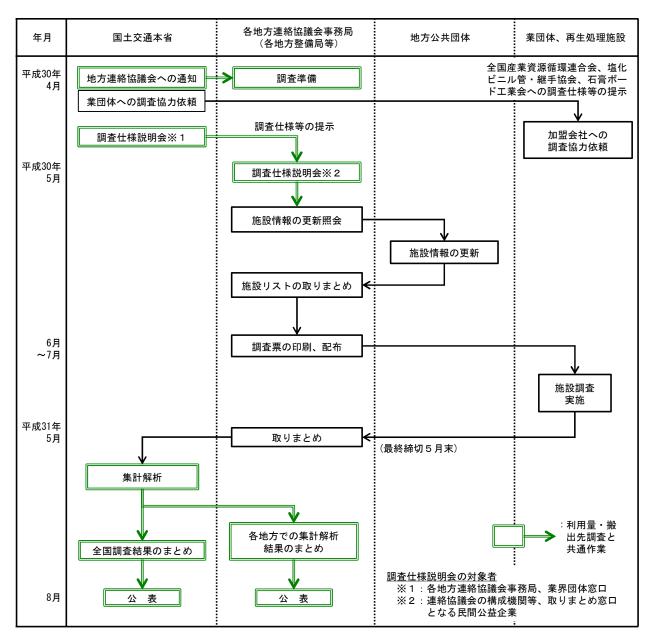


図8 施設調査スケジュール

最終提出期限:平成31年5月31日(金)(期限厳守)

表 8 各地方連絡協議会配布·回収担当一覧 特殊法人等

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
東日本高速道路	北海道支社	東北支社	東日本本社	新潟支社	中日本本社	西日本本社	中国支社	四国支社	九州支社	九州支社
中日本高速道路			関東支社	金沢支社	名古屋支社	関西支社				沖縄高速
西日本高速道路			東京支社							道路事務
			八王子支社							所
首都高速道路			本社							
阪神高速道路						本社				
本州四国連絡						本社				
高速道路										
水資源機構			本社		中部支社	関西支社		吉野川局	筑後川局	
鉄道建設・運輸	北海道	青森	本社			大阪支社			九州新幹線	
施設整備支援機構	新幹線	新幹線	東京支社						建設局	
	建設局	建設局								
中小企業基盤	北海道本部	東北本部	本部	北陸本部	中部本部	近畿本部	中国本部	四国本部	九州本部	沖縄
整備機構			関東本部							事務所
都市再生機構			本社		中部支社	西日本支社			九州支社	
			東日本都市再生本部							
			東日本賃貸住宅本部							
			首都圏ニュータウン							
			本部							
日本下水道事業団	北海道総合	東北総合	本社		東海総合	近畿・中国		四国総合	九州総合	沖縄
	事務所	事務所	関東・北陸総合事務所		事務所	総合事務所		事務所	事務所	事務所
環境再生保全機構			本部			大阪支部				
森林研究・整備機			森林整備センター							
構										
成田国際空港			本社							
中部国際空港					本社					
関西国際空港						本社				
土地保有										
新関西国際空港						本社				
関西エアポート						本社				

表 9 建設副産物対策連絡協議会事務局連絡先

協議会名	事務局	住所	電子メール	電話番号	管内都道府県
北海道地方建設副産物対策連絡協議会	北海道開発局 事業振興部技術管理課 技術調査係	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	hkd-ky-fukusan @mlit.go.jp	011-709-2311 (5654)	北海道
東北地方建設副産物対策連絡協議会	東北地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟	thr-82gikan @mlit.go.jp	022-225-2171 (3341) (3337)	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東地方建設副産物 再利用方策等連絡協議会	関東地方整備局 企画部技術調査課 建設リサイクル担当	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎第2号館	ktr-recycle @ml.mlit.go.jp	048-601-3151 (3261) (3262)	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・山梨県・長野県
北陸地方建設副産物対策連絡協議会	北陸地方整備局 企画部技術管理課 教習係	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	fukusan @hrr.mlit.go.jp	025-280-8880 (3331)	新潟県・富山県・石川県
中部地方建設副産物対策連絡協議会	中部地方整備局 企画部技術管理課 業務基準係	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	cbr-tyubu_H30_ fukusanbuturenraku @ml.mlit.go.jp	052-953-8131 (3336) (3337)	岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
建設副産物対策近畿地方連絡協議会	近畿地方整備局 企画部技術調査課 労働資材係	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	kkr-recycle @mlit.go.jp	06-6942-1141 (3281) (3282)	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国地方建設副産物対策連絡委員会	中国地方整備局 企画部技術管理課 検査係	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	recycle @cgr.mlit.go.jp	082-221-9231 (3313) (3326)	鳥取県・島根県岡山県・広島県・山口県
建設副産物対策四国地方連絡協議会	四国地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館	recycle @skr.mlit.go.jp	087-851-8061 (3341)	徳島県・香川県愛媛県・高知県
九州地方建設副産物対策連絡協議会	九州地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎	recycle @qsr.mlit.go.jp	092-471-6331 (3341) (3342)	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄地方建設副産物対策連絡協議会	沖縄総合事務局 開発建設部技術管理課 資材労務係	〒900-0006 沖縄県那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	recycle @ogb.cao.go.jp	098-866-0031 (3281)	沖縄県

平成30年度

建設副産物実態調査

再生処理施設の稼働実態調査票

調査票の提出は基本的に電子データでお願いいたします。調査票ファイルを 国土交通省のホームページからダウンロードし、Excelを用いて入力し てください。なお、紙で提出する場合は、ホチキス(留め金)をはずさずに、 そのまま返送くださいますようお願いいたします。



このマークは、統計法に基づく 国の統計調査であることを示し、 提出いただいた調査票情報の秘密 の保護に万全を期すことを お約束するものです。

平成30年度

国 十 交 通 省

建設副産物実態調査「再生処理施設の稼働実態調査票」記入要領

〇調査の目的

国土交通省では、平成7年度より概ね5年周期で建設副産物*の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」(以下、「センサス」という。)を実施してきました。これらの調査結果は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)や「建設リサイクル推進計画」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てています。平成30年度は、「建設リサイクル推進計画2014」(以下、「推進計画2014」という。)の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、「平成30年度建設副産物実態調査」(以下、「H30センサス」という。)を実施します。

本調査は、今後国土交通省が建設リサイクルの施策を実施する際の基礎資料として利用することを目的としております。

本調査は、統計法第19条に基づく一般統計調査であり、調査により得られた情報は、統計調査の目的以外のために利用することはありません。

〇調査の対象

本調査は、全国の建設副産物の再資源化施設等(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の中間処理施設を含む)のうち、建設系の産業副産物を取り扱う施設が調査対象となります(表1、表2参照)。そのため、建設副産物を取り扱っていない施設は調査対象外となりますので、「再生処理施設の概要等」(1ページ)のみ記載ください。

調査時点 : 平成31年3月31日現在

実績値(数量等):平成30年度実績

〇調査の方法

本調査は、都道府県及び政令市の廃棄物部局で管理している処理施設台帳より建設廃棄物処理施設及び最終処分場を抽出しています(建設発生土利用促進施設及び再生アスファルト合材製造施設については、都道府県等が把握している施設)。

本調査票は、国土交通省各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局から直接建設副産物の再資源化施設等に配布・回収を行っています。

〇調査票の記入及び提出方法

貴社の保有する調査対象施設について、施設の種類に対応した調査票に記入してください。また、同一の工場内又は敷地内に複数の異なる調査対象施設がある場合は、それぞれの調査対象施設について調査票を記入してください。

*建設副産物:建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂(建設発生土)、

がれき類(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊)、木くず(建設発生木材)の

ほか、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

*建設廃棄物:産業廃棄物のうち、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック、ガラ

スくず及び陶磁器くずなど、建設工事により発生した廃棄物が該当する。

調査票ファイルは、下記「国土交通省建設リサイクルホームページ」からダウンロードをお願い します。

国土交通省建設リサイクルHP: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html

記入した調査票は、下記の提出先まで電子メール等、もしくは紙の調査票で送付してください。 提出は原則として電子データでお願いしますが、パソコンの利用環境がない場合などは、紙の調査票での提出も可能です(その際、同種の調査対象施設を複数保有しており、同種の調査票が足りない場合は調査票をコピーしてご記入ください)。

最終提出期限 : 平成31年5月31日(金)(期限厳守)

調査票の提出先:各地方連絡協議会事務局(別紙)に提出してください。

〇調査に関する問い合わせ先

別添の「調査票の記入方法に関する問い合わせ先一覧」をご確認下さい。

表 1 調査の対象となる施設の種類

施設分類		施設の種類	調養		
建設発生土利 用促進施設	建設発生土ストック 土質改良プラント	建設発生土ストックヤード(特定工事専用、自社専用のものを除く) 土質改良プラント			
	建設発生土受入地(いわゆる残土処分地で最終処分場は除く)		2	
建設廃棄物の	建設混合廃棄物処	破砕施設、選別施設、圧縮施設		1	
中間処理施設	理施設	焼却・減容施設(熱回収、単純焼却)		2	
	がれき類処理施設 コンクリート、アスファルト破砕施設		/\	1	
		再生アスファルト合材施設		2	
	木くず処理施設	破砕施設	=	1	
		焼却施設(熱回収、単純焼却)		2	
	廃塩化ビニル管・継 手処理施設	廃塩化ビニル管・継手の選別施設、破砕施設、焼却施設	木		
	廃石膏ボード処理 施設	廃石膏ボードの選別施設、破砕施設、焼却施設	^		
	建設汚泥処理施設	建設汚泥の脱水、天日乾燥、機械乾燥、建設汚泥改良 (焼成等) 施設	7		
建設廃棄物の 最終処分場	安定型最終処分場 (建設系の産業廃 棄物(太字)を受け 入れる施設のみ対 象)	アスファルト、コンクリート又はその他のがれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類(自動車破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管、又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボードを除く)、ゴムくずを埋立処分する施設	チ		
	管理型最終処分場 (建設系の産業廃 棄物(太字)を受け 入れる施設のみ対 象)	木くず、汚でい、紙くず、繊維くず、鉱さい、廃石膏ボード、廃石膏ボードに付着した廃棄物、廃油(タールピッチ類に限る)、動植物性残渣、動物のふん尿、動物死体及び無害な燃えがら、ばいじん、13 号廃棄物を埋立処分する施設	IJ		

表2 廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている産業廃棄物処理施設との対応関係

	処理施設の分類			調査票	備考
第1号	汚泥の脱水施設			様式ト	
第2号	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	⇒	様式ト	
		天日乾燥	⇒	様式ト	
第3号	汚泥の焼却施設		⇒	様式ト	
第7号	廃プラスチック類の破砕施設			様式ホ	廃塩化ビニル管・継手の
第8号	廃プラスチック類の焼却施設			様式ホ	受入がある場合
第8号の2	木くず又はがれき類の破砕施設			様式ハ	廃棄物の内容により調
				様式二	査票を選定してくださ
					い
第13号の2	上記第3号、第5号、	第8号、第12号以	⇒	様式口	廃棄物の内容により調
	外の焼却施設			様式二	査票を選定してくださ
				様式へ	い
第 14 号	口)安定型最終処分場			様式チ	建設廃棄物の受入があ
	ハ)管理型最終処分場	1	⇒	様式リ	る場合

注)調査票に対応しない施設は省略

記入様式 · 記入例

再生処理施設の概要等

記入日	平成	年	月	日	記入者名	

事 業 所	概	要											
法人番号													
会社名						事業所名							
事業所所在地		· ·											
事業所TEL					事	事業所FAX							
本社所在地													
本社TEL						本社FA	Х						

- 問. 貴施設では、建設副産物 (建設発生土、建設廃棄物) の受入を行っていますか。
 - 1. 行っている (⇒以下の「施設の種類」及び、該当する様式にご回答ください。)
 - 2. 行っていない (⇒以降の回答は不要です。このまま返送してください。)

14-		=7.7.4.7.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4
施記	投の種類(該当するもの全てにOをつけてください。)	記入する様式
1.	建設発生土利用促進施設	
	建設発生土ストックヤード、土質改良プラント	→様式イー1
	建設発生土受入地(廃棄物最終処分場は除く)	→様式イー2
2.	建設混合廃棄物処理施設	
	建設混合廃棄物破砕・選別施設	→様式ロー1
	建設混合廃棄物焼却・減容施設(熱回収施設、単純焼却施設)	→様式ロー2
3.	がれき類処理施設	
	コンクリート破砕・アスファルト破砕施設	→様式ハー1
	再生アスファルト合材施設	→様式ハー2
4.	木くず処理施設(チップ化施設、焼却施設)	
	木くず破砕施設	→様式ニー1
	木くず焼却施設(熱回収施設、単純焼却施設)	→様式ニー2
5.	廃塩化ビニル管・継手処理施設	→様式ホ
6.	廃石膏ボード処理施設	→様式へ
7.	建設汚泥処理施設(脱水・天日乾燥・乾燥施設など)	→様式ト
8.	安定型最終処分場	→様式チ
9.	管理型最終処分場	→様式リ

再生処理施設の概要等

記入例

記入日 平成 31 年 4 月 〇 日 記入者名 施設 太郎 国税庁HPから確認してください: http://www.houjin-bangou.nta.go.jp 事業所概要 法人番号 8 会社名 株式会社〇〇産業 事業所所在地 ○○県□□郡××町596-3 事業所TEL ****- ***- **** 事業所FAX **** *** **** 本社所在地 ○○県△△市△△町3939 本社TEL ****- ***- **** 本社FAX **** *** ***

- 問. 貴施設では、建設副産物(建設発生土、建設廃棄物)の受入を行っていますか。
 - (1) 行っている (⇒以下の「施設の種類」及び、該当する様式にご回答ください。)
 - 2. 行っていない (⇒以降の回答は不要です。このまま返送してください。)

施	設の種類(該当するもの全てにOをつけてください。)	記入する様式
	建設発生土利用促進施設	
	建設発生土ストックヤード、土質改良プラント	→様式イー1
	建設発生土受入地(廃棄物最終処分場は除く)	→様式イー2
2.	建設混合廃棄物処理施設	
	建設混合廃棄物破砕・選別施設	→様式ロー1
	建設混合廃棄物焼却・減容施設(熱回収施設、単純焼却施設)	→様式ロー2
(3)	がれき類処理施設	
	コンクリート破砕・アスファルト破砕施設	→様式ハー1
	再生アスファルト合材施設	→様式ハー2
4.	木くず処理施設(チップ化施設、焼却施設)	
	木くず破砕施設	→様式ニー1
	木くず焼却施設(熱回収施設、単純焼却施設)	→様式ニー2
5.	廃塩化ビニル管・継手処理施設	→様式ホ
6.	廃石膏ボード処理施設	→様式へ
7	建設汚泥処理施設(脱水・天日乾燥・乾燥施設など)	→様式ト
8.	安定型最終処分場	→様式チ
9.	管理型最終処分場	→様式リ

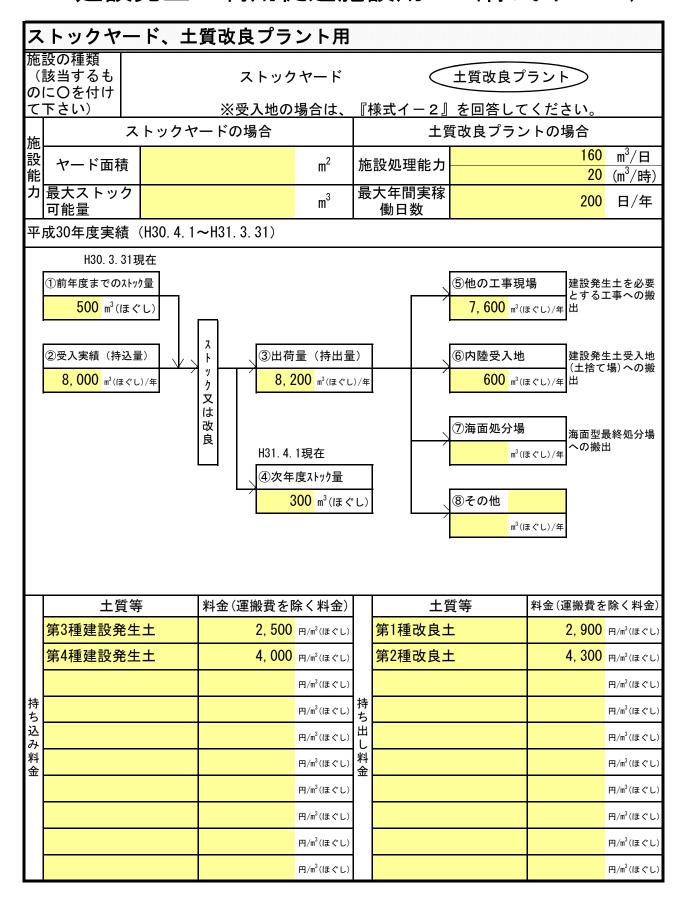
ー建設発生土利用促進施設用ー(様式イー1)

	ストックヤード、土質改良プラント用											
(の	設の種類 該当するも に〇を付け 下さい)	ストック		₽.4	l ≠	土質改良プ						
	714	<u>、 </u>	场口は、	U 1	<u>様式イー2』</u> 土賃	<u> </u>						
施設能·	ヤード面積		m ²	施	施設処理能力			m ³ /日 (m ³ /時)				
力	最大ストック 可能量		m ³	最	大年間実稼 働日数			日/年				
平.	成30年度実績(H30.4.	1~H31. 3. 31)										
H30. 3. 31現在 ①前年度までのストック量 m³(ほぐし)/年 ②受入実績(持込量) m³(ほぐし)/年 ③出荷量(持出量) (⑤内陸受入地 (土捨て場)への搬出 第3(ほぐし)/年 (日本でし)/年 (日本でし)/年 第3(ほぐし)/年 (日本でし)/年 (日本の機) (日本でし)/年 (日本の表) (日												
	土質等	料金(運搬費を	除く料金)		土質	質等	料金(運搬費を	-除く料金)				
			円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし)				
			円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし)				
14			円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし)				
持ち込み料金			円/m³(ほぐし)	持ち				円/m³(ほぐし)				
込み			円/m³(ほぐし)	出し				円/m³(ほぐし)				
料金			円/m³(ほぐし)	料金				円/m³(ほぐし)				
			円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし)				
			円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし)				
			円/m³(ほぐし) 円/m³(ほぐし)					円/m³(ほぐし) 円/m³(ほぐし)				
			円/m(はぐし)					m/m (はぐし)				

様式イー1

記入例

ー建設発生土利用促進施設用ー (様式イー1)



ー建設発生土利用促進施設用ー(様式イー2)

建	建設発生土受入地用(廃棄物最終処分場は除く)											
	施設能力	全体容量			m^3	残余容量 (H31.3.31現在)		m ³				
平月	成30年度実統	漬(H30.4.1~	~H31. 3. 31)									
	用 途 内 訳 ①受入実績											
	m ³ (1	まぐし)/年	山砂利等	採取跡地(の埋立	: 砕石や砂利なる m³(ほぐし)/年	どの採取跡地の埋立					
			池沼等の	水面埋立	:内陸部		エ事として行う埋立!	は除く)				
						m ³ (ほぐし)/年						
			谷地埋立	:内陸の個	〔地、谷	地等の埋立(建設] m³(ほぐし)/年	エ事として行う埋立は	(除く)				
			農地受入	農地受入:個人の農地の嵩上げ等(圃場整備等の工事は除く)								
				_		m ³ (ほぐし)/年 						
			その他(m ³ (ほぐし)/年)					
	土質	質等	料金(運搬費を降	余く料金)		土質等	料金(運搬費を	除く料金)				
				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
受入料金				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
料金				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)				円/m³(ほぐし)				

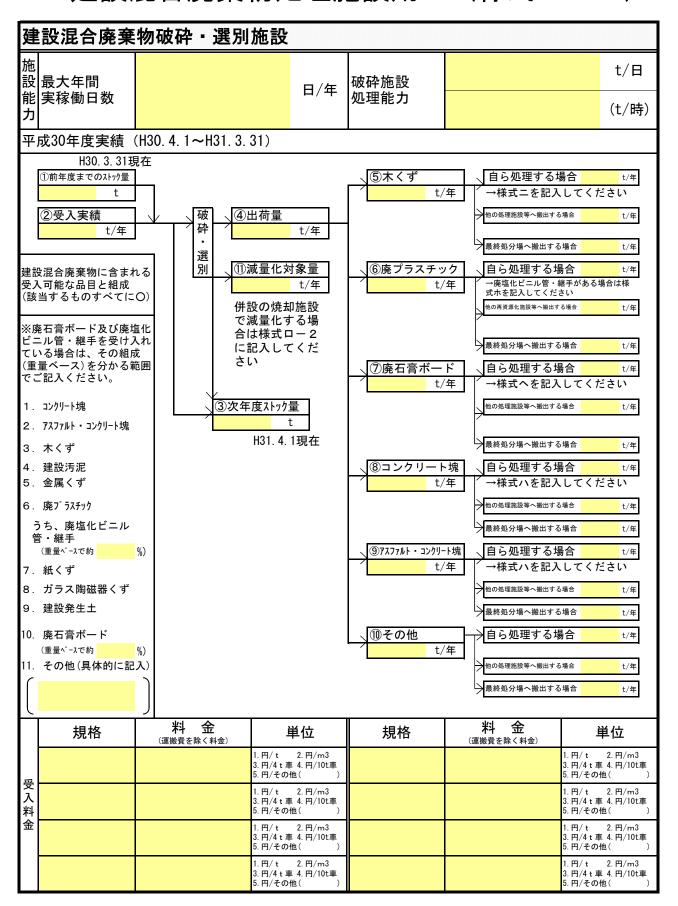
様式イー2

記入例

ー建設発生土利用促進施設用ー (様式イー2)

建	建設発生土受入地用(廃棄物最終処分場は除く)										
	施設能力	全体容量	15	0, 000	m ³	残余容量 (H31.3.31現在)	100, 000 m ³				
平	成30年度実統	漬(H30. 4. 1	~H31. 3. 31)								
	①受入実績 40,000 m³(iā	まぐし)/年	山砂利等	用 途 内 訳 山砂利等採取跡地の埋立:砕石や砂利などの採取跡地の埋立 15,000 m³(ほぐし)/年							
			池沼等の	池沼等の水面埋立:内陸部の水面埋立(建設工事として行う埋立は除く) m³(ほぐし)/年							
			谷地埋立	谷地埋立:内陸の低地、谷地等の埋立(建設工事として行う埋立は除く) 5,000 m³(ほぐし)/年							
			農地受入	農地受入:個人の農地の嵩上げ等(圃場整備等の工事は除く) 20,000 m³(ほぐし)/年							
			その他(その他() m³(ほぐし)/年							
		質等	料金(運搬費を			土質等	料金(運搬費を除く料金)				
	第1種建設务			円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
垣	第2種建設多			円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
受入料金	第3種建設多	Ě生土	640	円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
金				円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				
				円/m³(ほぐし)			円/m³(ほぐし)				

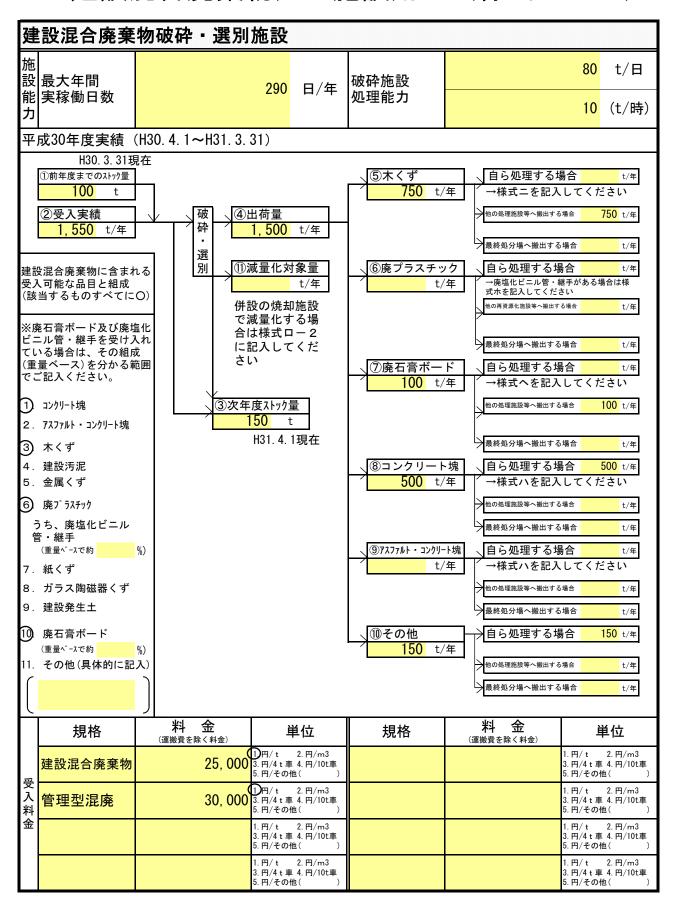
-建設混合廃棄物処理施設用- (様式ロー1)



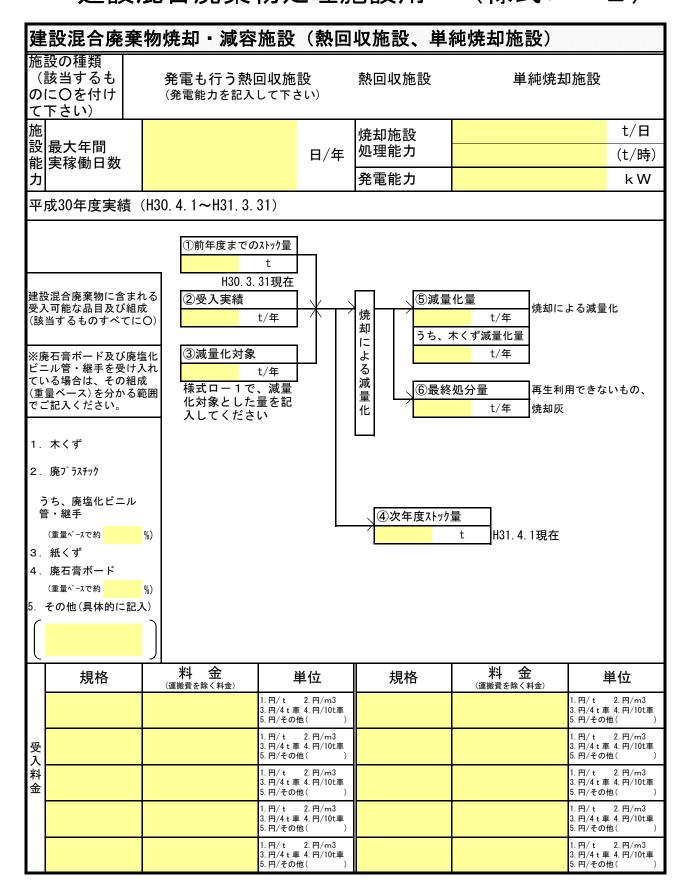
様式ロー1

記入例

ー建設混合廃棄物処理施設用ー(様式ロー1)



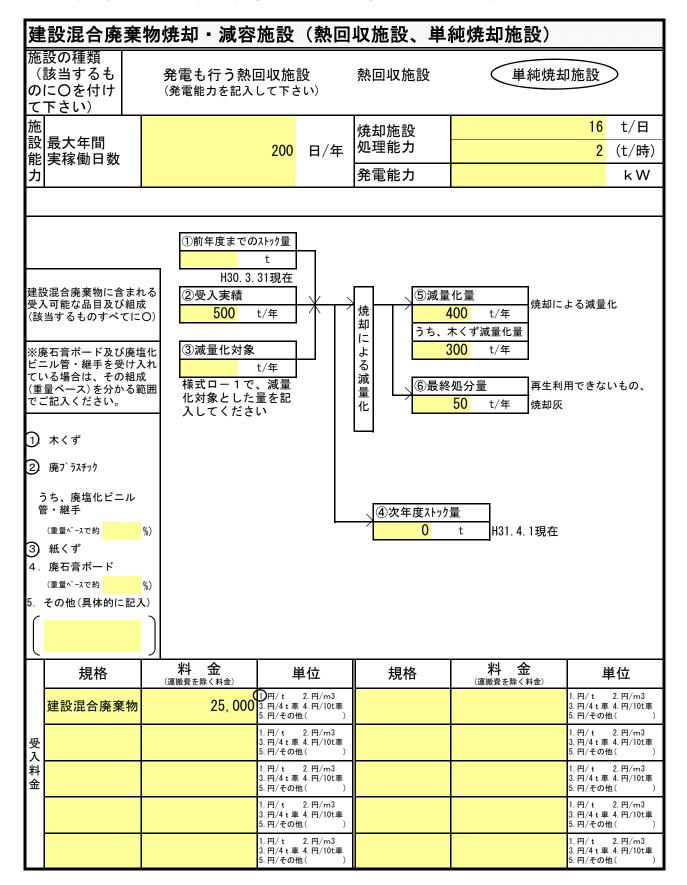
-建設混合廃棄物処理施設用-(様式ロ-2)



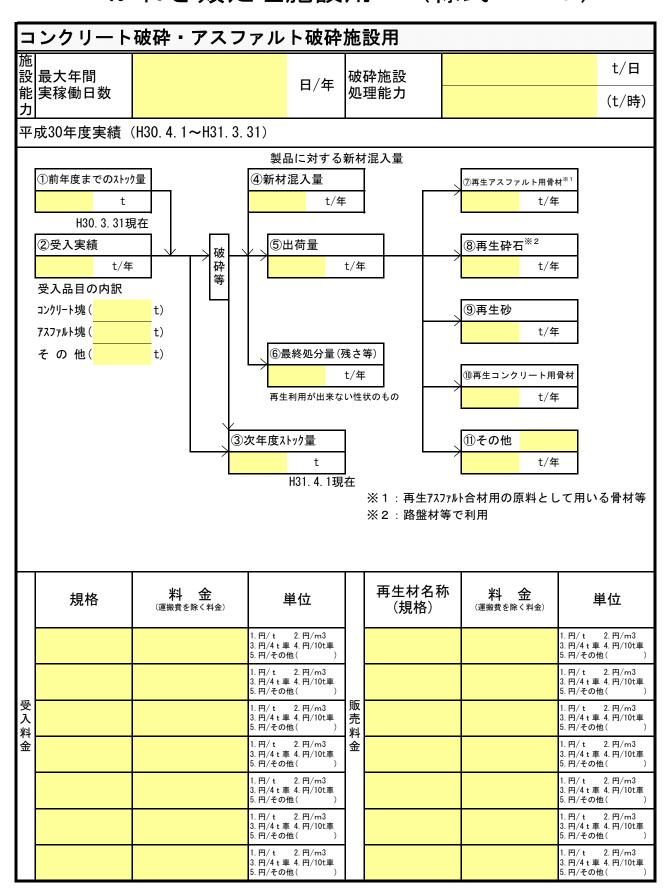
様式ロー2

記入例

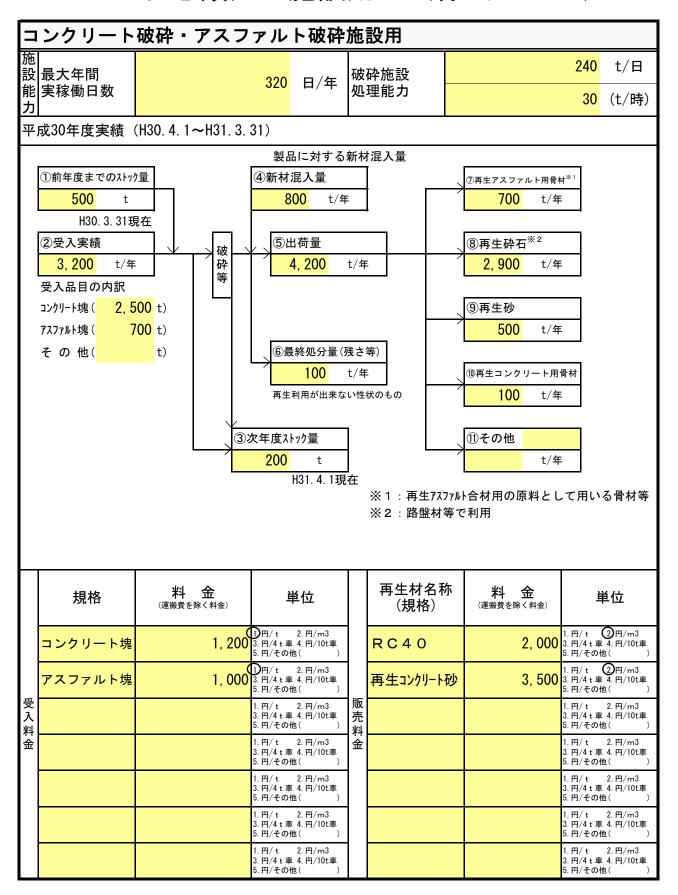
ー建設混合廃棄物処理施設用ー (様式ロー2)



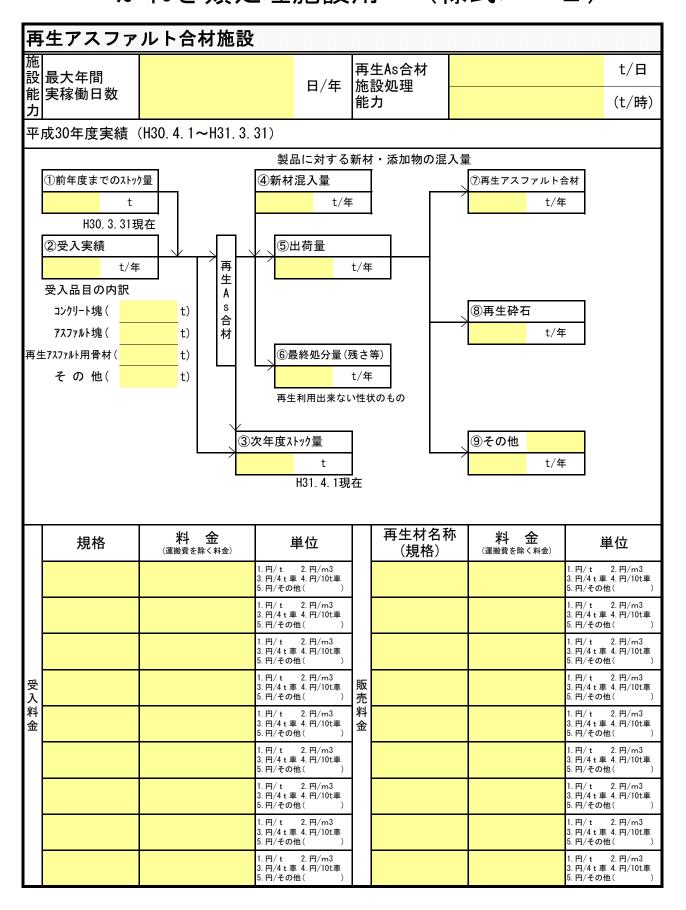
ーがれき類処理施設用ー(様式ハー1)



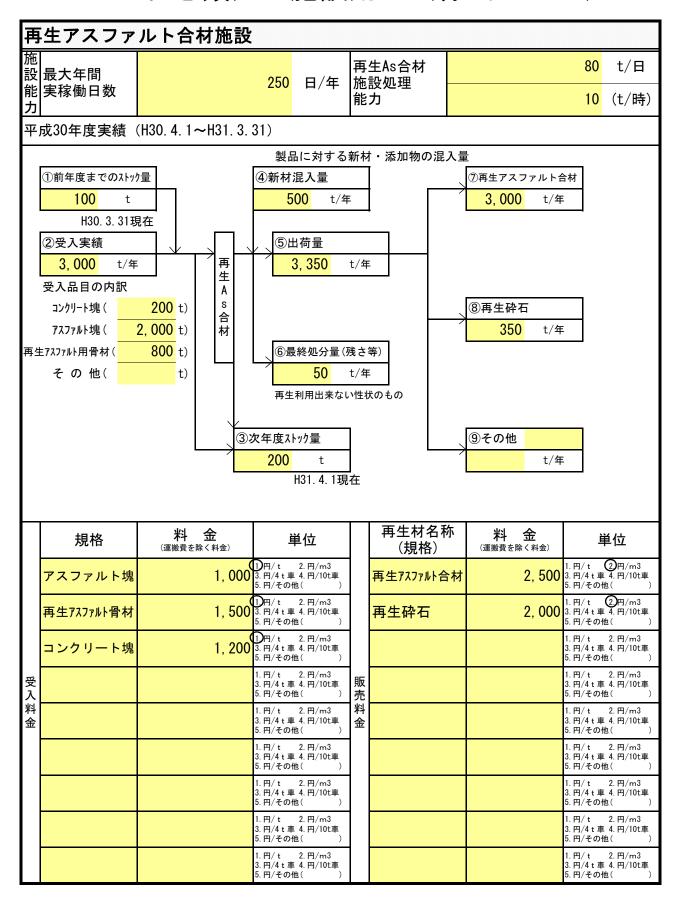
ーがれき類処理施設用ー(様式ハー1)



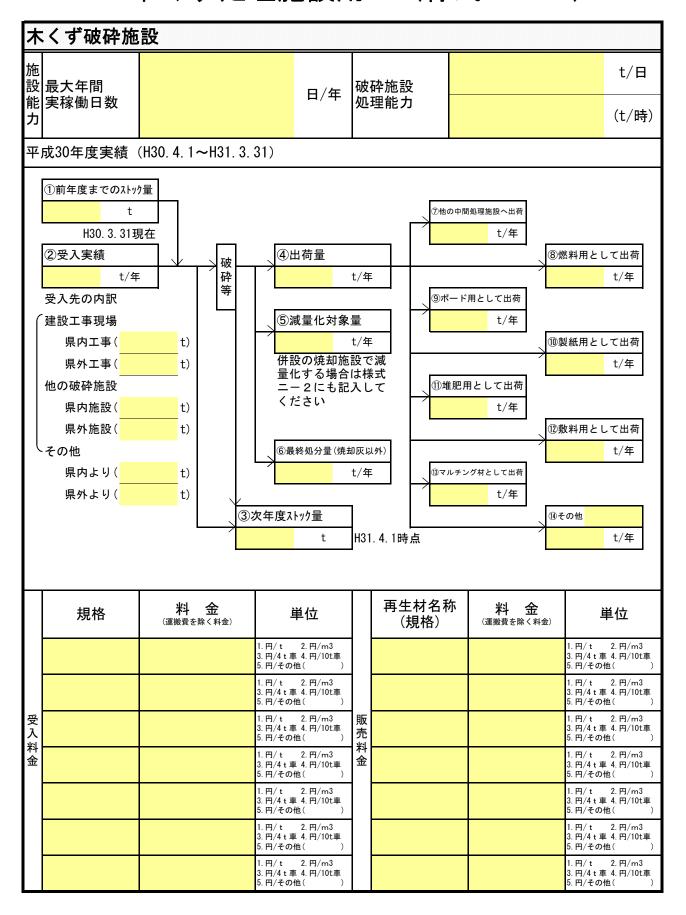
ーがれき類処理施設用ー(様式ハー2)



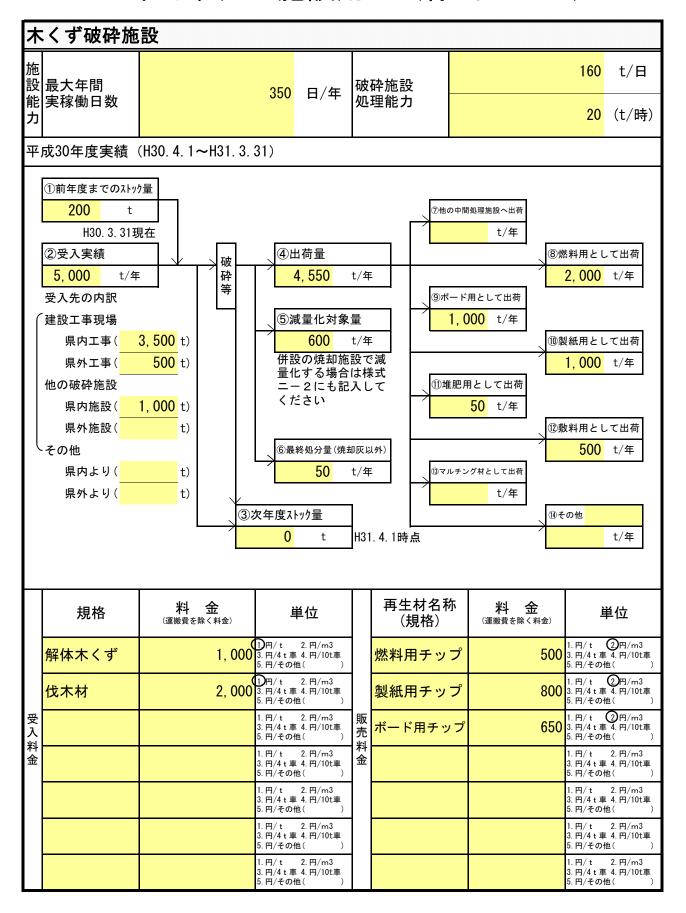
ーがれき類処理施設用ー(様式ハー2)



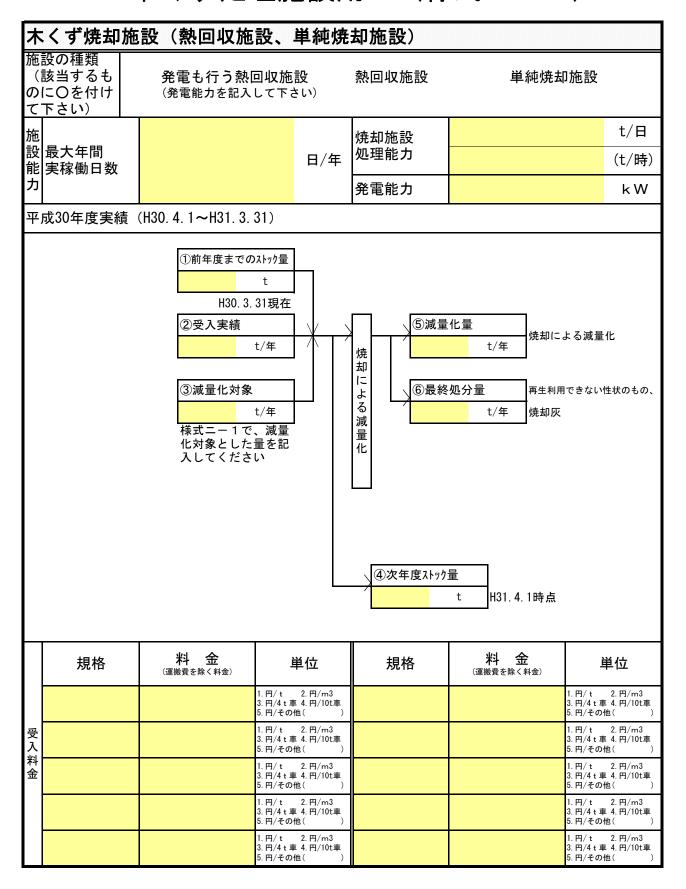
-木くず処理施設用-(様式ニー1)



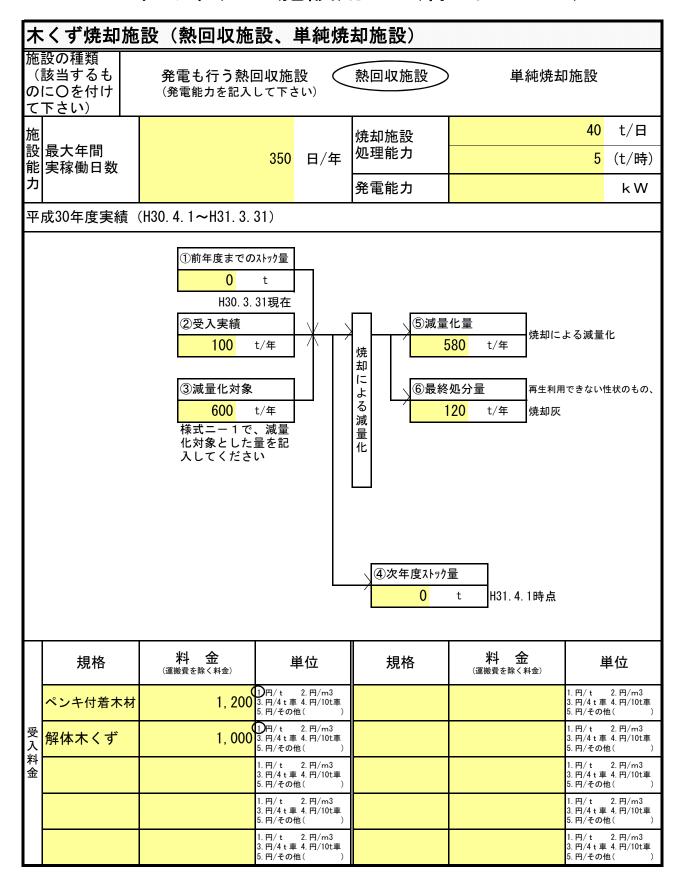
-木くず処理施設用-(様式ニー1)



-木くず処理施設用-(様式ニー2)

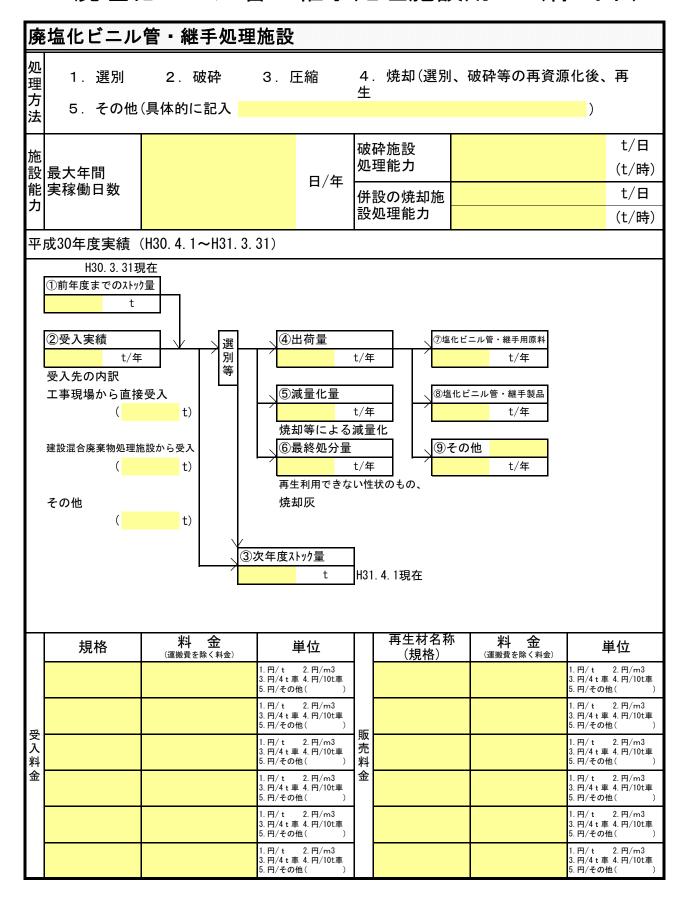


-木くず処理施設用-(様式ニー2)



様式ホ

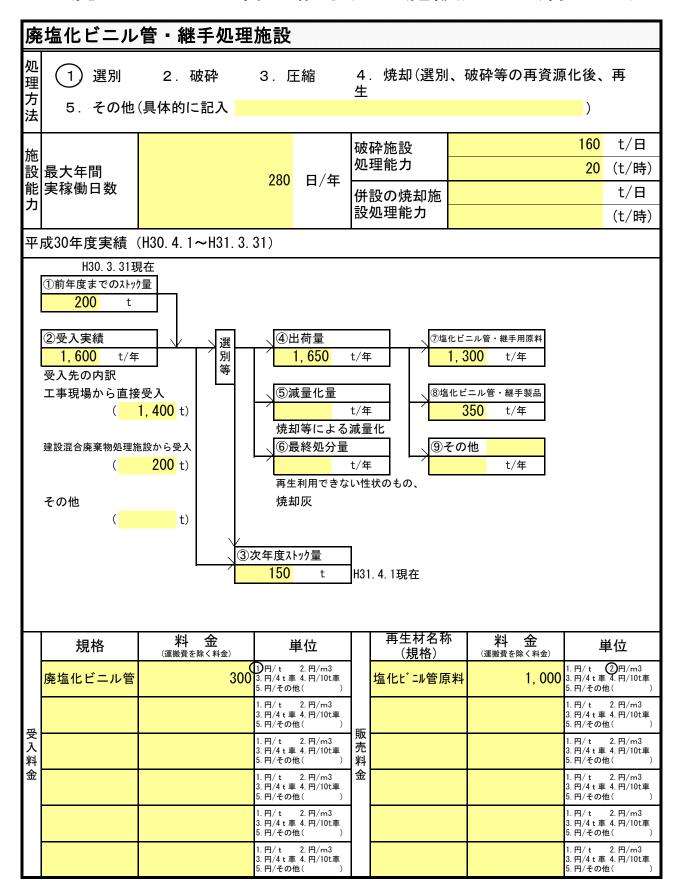
ー廃塩化ビニル管・継手処理施設用ー (様式ホ)



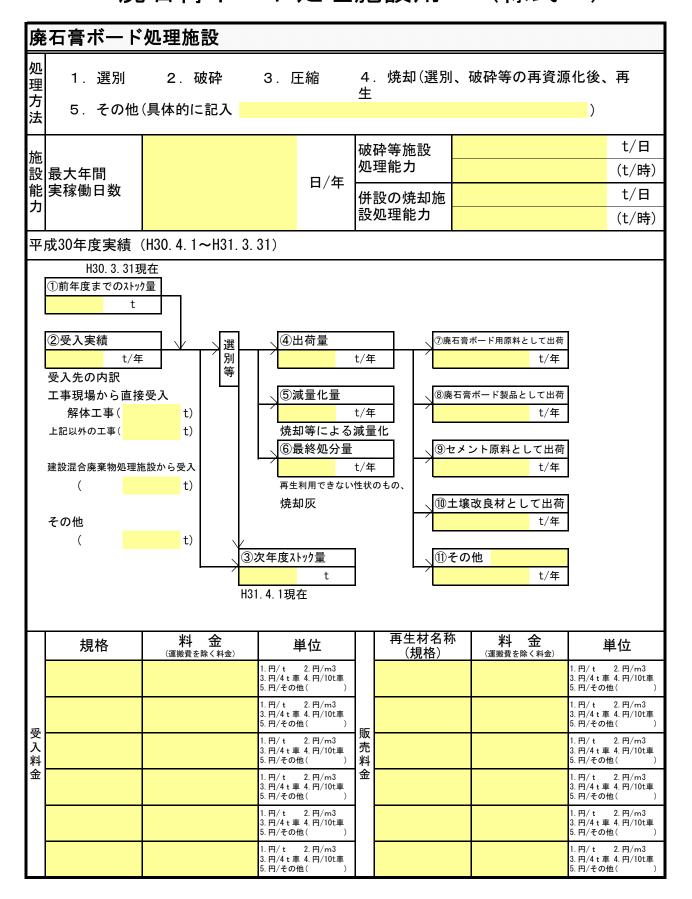
様式ホ

記入例

ー廃塩化ビニル管・継手処理施設用ー (様式木)



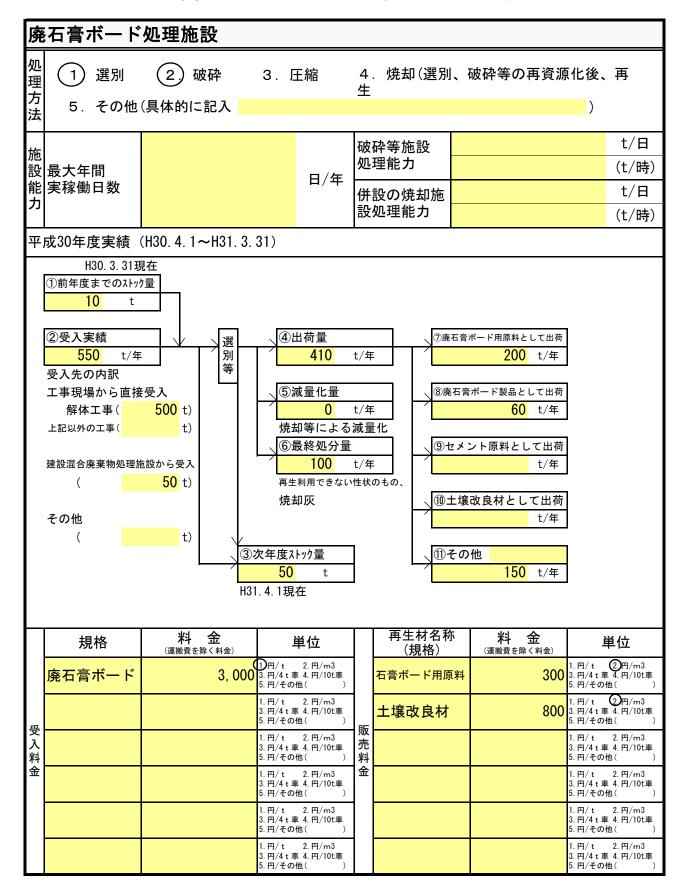
-廃石膏ボード処理施設用-(様式へ)



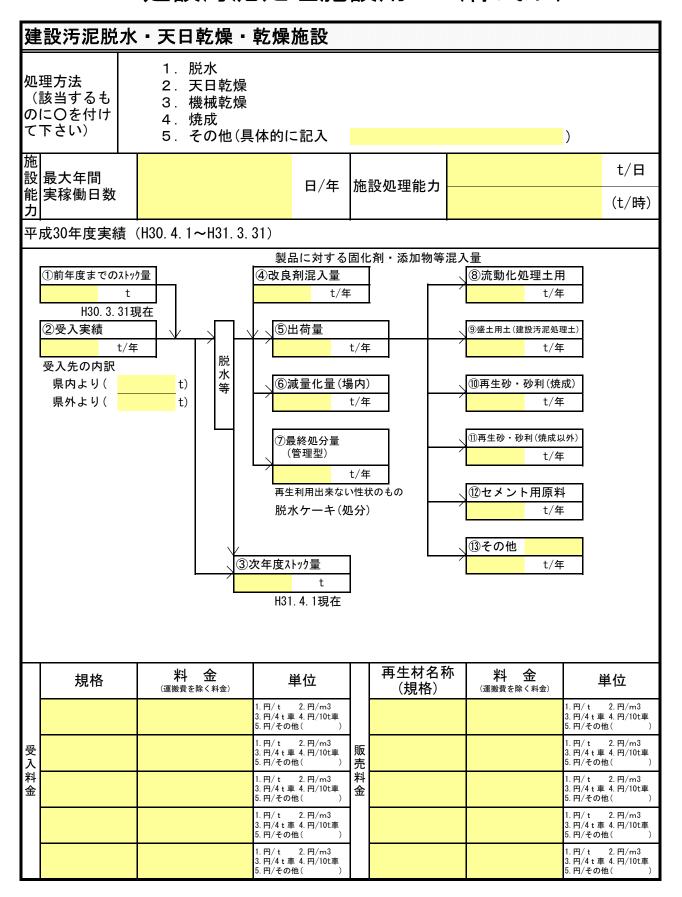
様式へ

記入例

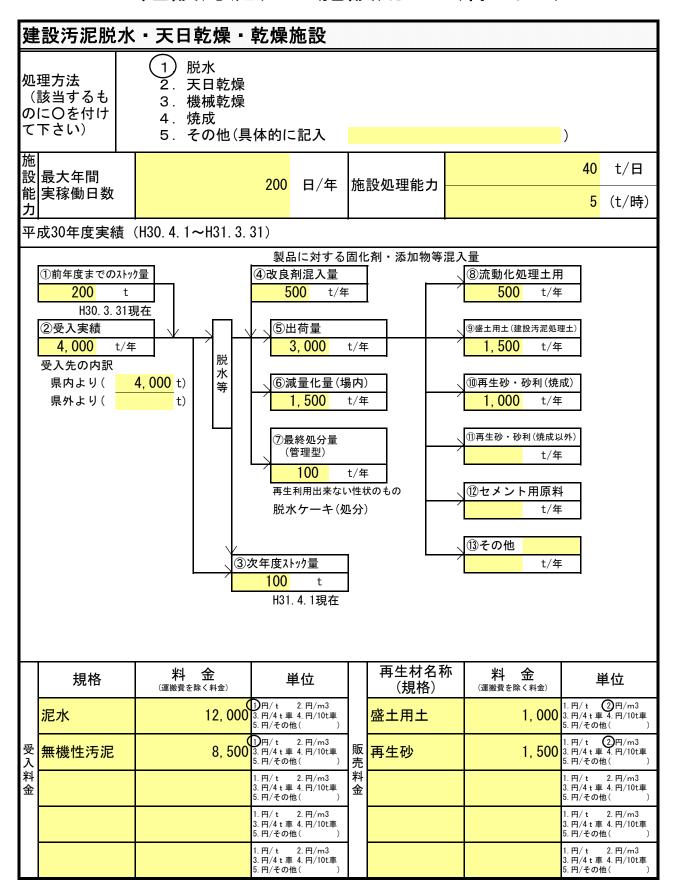
-廃石膏ボード処理施設用-(様式へ)



- 建設汚泥処理施設用- (様式ト)



- 建設汚泥処理施設用- (様式ト)



統計法第14条の規定により、調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項については、その秘密は保護されます。

建設汚泥を中間処理して、他の再資源化施設等へ出荷している場合、出荷量と出荷先(利用現場)の所在地(都道府県市区町村)をお答えください。 複数の施設等へ出荷している場合は、出荷量の多い方から4カ所まで記入してください。

9	加動に処理工用として田间している場	<u> </u>		
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
9	 盛土用土(建設汚泥処理土)として出荷して	いる場合	<u> </u>	
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
10	 再生砂・砂利(焼成)として出荷してい	る場合		
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
11)	 再生砂・砂利 (焼成以外) として出荷して	いる場合	<u></u>	
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
12		<u></u> 合		
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
13	- その他の用途として出荷している場合			
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン
	所在地		所在地	
	出荷量	トン	出荷量	トン

「統計法第14条の規定により、調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項については、その秘密は保護されます。

建設汚泥を中間処理して、他の再資源化施設等へ出荷している場合、出荷量と出荷先(利用現場)の所在地(都道府県市区町村)をお答えください。 複数の施設等へ出荷している場合は、出荷量の多い方から4カ所まで記入してください。

⑧流動化処理土用として出荷している場合

	所在地	〇〇県△△市		所在地 〇〇県口口町	
	出荷量	300 トン		出荷量	<mark>100</mark> トン
	所在地			所在地	
	出荷量	り		出荷量	ŀ۷
9	盛土用.	土(建設汚泥処理土)として出荷している	場合	ì	
	所在地	〇〇県△△市		所在地 ××県〇〇町	
	出荷量	1, 000 トン		出荷量	<mark>200</mark> トン
	所在地			所在地	
	出荷量	ŀV		出荷量	トン
10	再生砂	・砂利(焼成)として出荷している場	<u>合</u>		
	所在地	〇〇県口口町		所在地	
	出荷量	500トン		出荷量	トン
	所在地			所在地	
	出荷量	ŀy		出荷量	トン
11)	再生砂	・砂利(焼成以外)として出荷している	場合	à	
	所在地			所在地	
	出荷量	り		出荷量	トン
	所在地			所在地	
	出荷量	トン		出荷量	トン
12	セメン	ト用原料として出荷している場合			
	所在地			所在地	
	出荷量	トン		出荷量	トン
	所在地			所在地	
	出荷量	り		出荷量	lን
13	その他	の用途として出荷している場合			
	所在地			所在地	
	出荷量	り		出荷量	トン
	所在地			所在地	
	出荷量	トン		出荷量	ŀ۷

-安定型最終処分場用- (様式チ)

安	安定型最終処分場(残土処分場を除く)									
建訂	人可能な 役副産物 亥当するもの全て O)	1. 建設発生土(覆土等として) 2. コンクリート塊 3. アスファルト・コンクリート塊 4. 金属くず 5. 廃プラスチック			6. ガラス陶磁器くず 7. 建設混合廃棄物 (建設混合廃棄物のうち ・廃塩化ピニル管・継手の混入割合:約 8. その他(具体的に記入)					
	施設 全体容量				m^3	残余容量 (H31.3.31現在)			m^3	
平	成30年度実績((H30. 4. 1	∼ H31. 3. 31)			m^3				
	建設廃棄物の	の種類	料金(運搬費を降	除く料金)	建	設廃棄物の種類	料	金(運搬費を降	余く料金)	
				円 $/{ m m}^3$					円 $/m^3$	
				円 $/{ m m}^3$					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
受 入				円/m³					円 $/m^3$	
受入料金				円/m³					円/m³	
217				円/m³					円/m³	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	
				円/m³					円 $/m^3$	

様式チ

記入例

-安定型最終処分場用- (様式チ)

安定型最終処分場(残土処分場を除く)										
受入可能な 建設副産物 (該当するもの全て に〇)		1. 建設発生土(覆土等として) 2. コンクリート塊 3. アスファルト・コンクリート塊 4. 金属くず 5. 廃プラスチック				6. ガラス陶磁器くず				
施設 全体容量			36	6, 000	m^3	残余容量 (H31.3.31現在)		7, 000	m ³	
平	成30年度実績	(H30. 4. 1	∼ H31. 3. 31)		4, 000	m^3				
	建設廃棄物の	の種類	料金(運搬費を除	く料金)	建	投廃棄物の種類	料金	金(運搬費を除	余く料金)	
	建設発生土		800	円 $/{\rm m}^3$					円 $/m^3$	
	コンクリート塊		3, 100	円 $/m^3$					円 $/m^3$	
	廃プラスチック類		7, 180	円 $/m^3$					円/m³	
	混合廃棄物		8, 030	円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
受 入				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
、 料 金				円 $/m^3$					円/m³	
				円 $/m^3$					円/m³	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円 $/m^3$	
				円 $/m^3$					円/m³	
				円 $/m^3$					円/m³	

ー管理型最終処分場用ー (様式リ)

管	理	型最終処	分場						
受入可能な 建設副産物 (該当するもの全て に〇)		1. 建設発生土(覆土等として) 2. 木くず 3. 建設汚泥 4. 紙くず 5. 鉱さい				6. 建設混合廃棄物 (建設混合廃棄物のうち ・廃塩化ピニル管・継手の混入割合:約 ・廃石膏ボードの混入割合:約 %) 7. 廃石膏ボード 8. その他(具体的に記入			
施能	設力	全体容量				m^3	残余容量 (H31.3.31現在)		m ³
平	成30	0年度実績((H30. 4. 1	∼ H31. 3. 31)			m^3		
	3	建設廃棄物の	の種類	料金(運搬費を降	余く料金)	建	設廃棄物の種類	料金(運搬費を	除く料金)
					円 $/m^3$				円/m³
					円 $/m^3$				円/m³
					円 $/m^3$				円/m³
					円 $/m^3$				円/m³
					円 $/m^3$				円/m³
					円/m³				円/m³
受入					円/m³				円/m³
受入料金					円/m³				円/m³
31.					円/m³				円/m³
					円/m³				円/m³
					円/m³				円/m³
					円/m³				円/m³
					円 $/m^3$				円/m³
					円/m³				円/m³
					円/m³				円/m³

様式リ

記入例

ー管理型最終処分場用ー (様式リ)

管	理	型最終処	分場							
(該当するもの全て にO) 4.			3.)建設発生土(覆土:)木くず 建設汚泥 紙くず 鉱さい		6 建設混合廃棄物 (建設混合廃棄物のうち ・廃塩化ビニル管・継手の混入割合:約 ・廃石膏ボードの混入割合:約 7 廃石膏ボード 8 その他(具体的に記入				
施設 全体容量				38	3, 000	m^3	残余容量 (H31.3.31現在)		17, 500	m^3
平	成3	0年度実績	(H30. 4. 1	∼ H31. 3. 31)		9, 000	m^3			
	建設廃棄物の種類			料金(運搬費を除	余く料金)	建	設廃棄物の種類	料	・金(運搬費を隙	余く料金)
	木くず			1, 500	円 $/m^3$					円 $/m^3$
	建設混合廃棄物			4, 800	円/m³					円 $/m^3$
					円/m³					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
受入料金					円 $/m^3$					円 $/m^3$
料金					円/m³					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$
					円 $/m^3$					円 $/m^3$